主 文 原判決を破棄し、本件を大津地方裁判所に差戻す。 理 中

弁護人藤修の控訴趣意第二点について。

親告罪については、告訴がなければ公訴を提起することができないのであるが、このように公訴権の行使を告訴権者の意志にかかる不安定状態にいつまでも放置しておくのは妥当でないから、刑事訴訟法第二百三十五条第一項は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは告訴することができないと規定したのである。 〈要旨〉ここに犯人を知るというのは、犯人の氏名までを確知することを要するの

〈要旨〉ここに犯人を知るというのは、犯人の氏名までを確知することを要するのではなく、その何人であるかを特〈/要旨〉定し得る程度、すなわち他の者と弁別し得る程度に認識すれば足りると解すべきである。けだし親告罪の告訴は、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示であつて、その申告にあたつて必ずしも犯人を指定することを要しないけれども、犯人が何人であるかの点は、これに対して告訴をするかしないかの意思決定について重要な意味を持つものであるところ、右の程度の認識さえあれば、意思決定に支障はないものと認められるからである。

さて、原判示第二の昭和二十四年十一月二十日頃の強姦未遂事実についての告訴は、昭和二十五年六月四日であつて、その間六箇月を経過しているところ、原判決は、被害者は被害当時犯人を特定する程度に知つておらず、犯人を知つたのは告訴当時であると説明していること、まさに所論のとおりである。

そこで、原審挙示の証拠である被害者Aの告訴調書を見ると……そこで林についてから道の側に乳母車を置いて子供にお乳を飲ませているところえ、一人の見知らぬ男が東の方から歩いて来て私の前を通り過ぎました。その男は百姓の風体でもなく非常に身なりのきたないものですから一見してaのb方面の人だと思いました。相手の男は始めて見たもので誰かという処までは存じませんが、丈五尺位の瘠型、国防色の汚い上下服を着て汚い国防色の戦闘帽を冠つていました。その時は頭髪が長く伸びて帽子の間から頭髪のはみ出ていたのは記憶します。……私が今まで警察えお届けしなかつたのは別に身に傷つけられず被害がなかつたので、ついこの間も同村大字cの女の方が強姦されたと聞きましたので同じ犯人だろうと思つていました……とある。

これによると被害者Aは、被害当時犯人を他の者と弁別できる程度に認識しておったのであるが、負傷その他の実害がなかつたので告訴をしなかつたところ、右六月四日に本件被告人が捕えられ、警察から呼び出されて右被害当時に得た認識をそのまま供述して告訴したものに過ぎないのであつて、被害当時は犯人を特定する程度に知つておらず、告訴当時に始めて犯人を知つたものである、と認定すべき筋合ではない。同人は原裁判所の証拠調において、被告人を示されてこれが犯人であると確言したことはすなわち被害当時に犯人を他の者と弁別し得る程度に認識しているにからに外ならないのである。そうであるならば、原判決は、告訴者が犯人を知らに外ならないのである。そうであるならば、原判決は、告訴者が犯人を知らに外ならないのである。そうであるならば、原判決は、告訴者が犯人を知らに外ならないのである。そうであるならば、原判決は、刑事訟と言言、本法に公訴を受理したものであつて、この点の論旨は理由がある。

同第七点にてついて。

よつて弁護人及び被告人のその余の論旨に対して判断するまでもなく刑事訴訟法 第三百九十七条によつて原判決を破棄すべきものとし、同法第四百条本文に従い、 主文のとおり判決をする。 (裁判長判事 荻野益三郎 判事 佐膝重臣 判事 梶田幸治)